

全国司法書士女性会 F A X 通信 2 4 0 号 (2 0 1 1 年 3 月 号)

発行責任者 会 長 大 城 節 子

事務局 〒 579 - 8036 大阪府東大阪市鷹殿町 1 - 7

司法書士法人東大阪前川滝川事務所内

Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460

e-mail joseikai@aoitakigawa.com

<http://shihosyoshi-joseikai.com/>

税制関連つなぎ法案、本日衆議院通過、 明日参議院で可決へ

まずは、東日本大震災で被災された皆様に、心からお見舞いを申しあげ、ご無事をお祈りさせていただきます。一般市民として、今できることは義援金への募金活動や節電、そして、不要に物資を買い占めないこと等が挙げられると思います。海外では、日本の被災者が冷静に対応されていることが、大きなニュースとして取りあげられており、株価は一次的には、下がっているものの、円高が加速するなど、早くも今後の日本の復興に期待する動向も感じられます。

さて、震災の各方面への影響が懸念される中、法務省が罹災都市借地借家臨時処理法の施行を決め、早くも、被災地の借地借家人保護法制が整いました。

一方懸念されていた 2011 年度予算関連法案のうち国税・地方税について、今月末で期限切れを迎える租税特別措置を暫定的に延長する「つなぎ法案」については、年度内成立の見込みであったところ、東日本大震災の発生したという経緯がありました。国税と地方税で予算関連法案から抜き出すのは(1)中小企業の法人率の特例維持(2)住宅購入時の登録免許税の軽減措置(3)海外旅行者が国内に持ち込む酒類・たばこへの非課税 など減税措置で、対象は 100 項目余りになります。

この「つなぎ法案」については、本日、衆議院本会議で可決され、参議院に送付、明日参議院で可決される見通しとなりましたことをお伝えします。

登記関連では、オンライン減税及び、租税特別措置法による住宅用家屋の保存登記・抵当権設定登記の軽減措置が、現行のまま維持され、6月30日まで継続されることとなります。その間に、予算関連法案が正式に成立する予定のようです。

(事務局)

民主党法務部門会議、 震災対策関連法立法の検討開始！

一方、民主党は、法部門会議において、震災対策関連法の立法について、検討を開始しました。本日第一回会議ということで、民主党から、全国司法書士女性会に意見照会がありましたので、以下の要望書を提出しました。この要望内容は、日本司法書士政治連盟が、かねてから、関係各方面に要請していた内容と同様のものとなっています。

.....

平成23年3月17日

衆議院議員 滝 実 殿

全国司法書士女性会
会長 大 城 節 子

東日本大震災被災者復興支援要望書

要 望 内 容

地震等の災害による被災者が、復興のために取得する不動産について、所有権保存・抵当権設定登記等の登記をする場合に、その登録免許税を軽減又は非課税とする措置を講じること。

要 望 理 由

東日本大震災の発生により、家屋が流されたり、倒壊・半壊される等の被害が多発する中、自然災害復興支援のために、「激甚災害に対処するための特別財政援助に関する法律」を見直し、災害復興支援のため、被災地での家屋建築に伴う所有権保存登記（付随する担保権設定登記を含む）等にかかる登録免許税を軽減もしくは非課税とするなどの被災者援助措置を講ずることを要望する。

阪神大震災等の被災者の住宅再建の際には、保存登記・抵当権設定登記の依頼を受けた司法書士に対し、登録免許税が高すぎて被災者に負担になっているとの意見が多く寄せられており、被災地の復興支援には、登録免許税の減免制度は必要不可欠である。